

2023 年 7 月 11 日
SBI いきいき少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの『令和5年7月7日から大雨による災害』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取り扱いをいたします。

災害救助法適用市町村：

【島根県】（7月8日公表）

出雲市

【佐賀県】（7月10日公表）

佐賀市、唐津市、伊万里市

【大分県】（7月10日公表）

中津市、日田市

【福岡県】（7月10日公表）

久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 0800-111-8164

午前9時～午後5時

（土・日・祝・年末年始等の休業日を除く）